

鋼船規則

N 編

液化ガスばら積船

規
則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2018年12月25日 規則 第126号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

6 章 構造材料及び品質管理

6.4 金属材料に関する要件 (IGC コード 6.4 関連)

6.4.1 を次のように改める。

6.4.1 金属材料に関する一般規定*

-1. 材料の適用は次による。

- (1) 表 N6.1 : 設計温度が 0°C 以上の貨物タンク又はプロセス用圧力容器用の板, 管 (継目無及び溶接), 形材及び鍛造品
- (2) 表 N6.2 : 設計温度が 0°C より低く -55°C までの貨物タンク, プロセス用圧力容器及び二次防壁用の板, 形材及び鍛造品
- (3) 表 N6.3 : 設計温度が -55°C より低く -165°C までの貨物タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板, 形材及び鍛造品
- (4) 表 N6.4 : 設計温度が 0°C より低く -165°C までの貨物用及びプロセス用管装置のための管 (継目無及び溶接), 鍛造品及び鋳造品
- (5) 表 N6.5 : 4.19.1-2.及び 4.19.1-3.により要求される船体構造用の板及び形材
- (6) 設計温度が 0°C 以上の貨物用及びプロセス用管装置のための鋳造品については, 本会の適当と認めるところによる。

-2. 本章に規定する金属材料にあっては, K 編 1.1.1-2.の規定に従い, 本章の規定によるほか K 編の関連規定に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は, 2018年12月25日から施行する。

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018年12月25日 達 第94号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

改正その1

N6 構造材料及び品質管理

N6.5 金属材料の溶接及び非破壊試験

N6.5.3 を次のように改める。

N6.5.3 貨物タンク、プロセス用圧力容器及び二次防壁の溶接施工方法承認試験

- 1. 規則 N 編 6.5.3-4.の規定の適用上、次の(1)及び(2)に示すところによる。
 - (1) 規則 N 編 6.5.3-4.(3)の規定のただし書きに定める母材と溶接金属の強度レベルが異なる場合に行う縦方向試験片による曲げ試験として、規則 M 編 4.2 の規定に定める縦方向曲げ試験を行うこと。
 - (2) 規則 N 編 6.5.3-4.の規定の適用上、独立型タンクタイプ C 及びプロセス用圧力容器については、規則 D 編 11 章の規定に従って、マクロ試験、ミクロ試験及び硬さ試験を行うこと。他の独立型タンク、一体型タンク及びセミメンブレンタンクについては、規則 M 編 4 章の規定に従って、マクロ試験を行うこと。
- 2. 規則 N 編 6.5.3-5.の規定の適用上、溶接施工方法承認試験は、規則 N 編 6.5.3-5.に規定による他するものを除き、規則 M 編 4 章及び D 編 11 章の該当規定によること。
- 3. 規則 N 編 6.5.3-5.(1)の規定の適用上、溶接金属が母材より低い引張強さを有する場合の継手の横引張強さは、規則 M 編 4.2.5 の規定に定めるところによること。
- 4. 規則 N 編 6.5.3-5.(2)の規定の適用上、曲げ試験は、規則 N 編 6.5.3-5.(2)に規定による他するものを除き、規則 M 編 4.2.6 の規定に定めるところによること。
- 5. 規則 N 編 6.5.3-5.(3)の規定の適用上、衝撃試験の試験温度は、N4.19.2 に示すところによって差し支えない。
- 6. 規則 N 編 6.5.3-7.の規定の適用上、衝撃試験の試験温度は、溶接される母材に対する規定の温度とすること。ただし、当該試験温度は、N4.19.2 に示すところによって差し支えない。

N6.5.4 を次のように改める。

N6.5.4 管の溶接施工方法承認試験

規則 N 編 6.5.4 の規定の適用上、管の溶接施工方法承認試験は、規則 N 編 6.5.3 に規定による他するものを除き、規則 D 編 11 章及び M 編 4 章の該当規定によること。

N6.5.5 製品溶接確認試験

-1.(8)を次のように改める。

-1. 製品溶接確認試験は、規則 N 編 6.5.5 及び規則 D 編 11 章の該当規定によるほか、次の規定によること。

(1)から(7)は省略)

(8) 衝撃試験

衝撃試験の規格値は、~~規則 M 編表 M4.8~~のとおりとする。溶接される母材に対する規定の値とすること。ただし、試験温度は、N4.19.2 に示すところによって差し支えない。

附 則（改正その1）

1. この達は、2018年12月25日から施行する。

附属書2 二元燃料ボイラに関する検査要領

1章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

- (1) 承認用図面及び資料
 - (a) (省略)
 - (b) 規則D編18.1.3(1)(a), ~~(3)(c)~~及び~~(5)(e)~~の規定に該当するもの
(c)から(1)は省略
- (2) (省略)

附属書3 高圧式二元燃料ディーゼル機関に関する検査要領

1章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

- (1) 承認用図面及び資料
 - (a) (省略)
 - (b) 規則D編18.1.3(1)(a), ~~(2)(b)~~及び~~(5)(e)~~の規定に該当するもの。
(c)から(t)は省略
- (2) (省略)

附属書 4 低圧式二元燃料ディーゼル機関に関する検査要領

1章 通則

1.3 提出図面及び資料

(1)を次のように改める。

提出すべき図面及び資料は、次のとおりとする。

(1) 承認図面及び資料

(a) (省略)

(b) 規則 D 編 18.1.3(1)(a), ~~(2)(b)~~及び~~(5)(c)~~の規定に該当するもの。

((c)から(q)は省略)

(2) (省略)

附 則 (改正その2)

1. この達は、2018年12月25日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者又は機関の製造者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約*が行われた船舶に適用することができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

N2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

N2.4 貨物タンクの位置

N2.4.3 を次のように改める。

N2.4.3 貨物タンクのサクシヨンウエル

~~本項の規則N編2.4.3に定める要件を満足するサクシヨンウエルであっても外板から~~ ~~800~~
~~****~~規則N編2.4.1に定める距離 d 以上離して設けること。

附 則（改正その3）

1. この達は、2019年6月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。